

令和 5 年（ 2 0 2 3 年 ）

6 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 5 年 6 月 1 2 日

令和 5 年（2023年） 6 月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 6 3 号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第 6 4 号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	企画財務部 納税課	3
議案第 6 5 号	那覇市公園条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	13
議案第 6 6 号	那覇市新都心公園等の管理に関する条例制定について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	21
議案第 6 7 号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 公園管理課	29
議案第 6 8 号	那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 建築指導課	31
議案第 6 9 号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	消防局 予防課	35
議案第 7 0 号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	41
議案第 7 1 号	令和 5 年度那覇市一般会計補正予算（第 2 号）	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第 7 2 号	令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第 7 3 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	総務常任委員会	消防局 総務課	43

令和 5 年（2023年） 6 月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 7 4 号	工事請負契約について （那覇市宮奥武山体育施設照明設備 L E D 化整備工事（照明塔））	教育福祉常任委員会	生涯学習部 市民スポーツ課	45
報告第 1 8 号	令和 4 年度那覇市一般会計繰越明 許費繰越計算書について	予算決算常任委員会 （3分科会）	企画財務部 財政課	47
報告第 1 9 号	令和 4 年度那覇市一般会計事故繰 越し繰越計算書について	予算決算常任委員会 （2分科会）	企画財務部 財政課	55
報告第 2 0 号	令和 4 年度那覇市水道事業会計予 算繰越計算書及び継続費繰越計算 書について	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	57
報告第 2 1 号	令和 4 年度那覇市下水道事業会計 予算繰越計算書について	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	59
報告第 2 2 号	専決処分の報告について（家庭ご みの収集時における雨樋の損傷）	都市建設環境常任委員会	環境部 クリーン推進課	61
報告第 2 3 号	専決処分の報告について（令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提 起）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	63
報告第 2 4 号	専決処分の報告について（令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提 起）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	65
報告第 2 5 号	専決処分の報告について（令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提 起）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	67
報告第 2 6 号	専決処分の報告について（令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提 起）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	69
報告第 2 7 号	専決処分の報告について（工事請 負金額の変更）	教育福祉常任委員会	学校教育部 学校給食課	71

那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚



山城 千絵



(提案理由)

上記の者は、那覇市公平委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置等を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 [略]	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 [略] <u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>
<u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>	<u>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>
<u>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申</u>	<u>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたとき</u>

告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ [略]

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のも

は、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

(種別割の税率)

第82条 [略]

(1) [略]

ア～ウ [略]

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のも

の)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)～(3) [略]

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

の)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)～(3) [略]

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。

(1)～(6) [略] 3～4 [略] 付 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2～3 [略] (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2～26 [略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 [略]	<u>ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証を提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。</u> (1)～(6) [略] 3～4 [略] 付 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2～3 [略] (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2～26 [略] <u>27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 [略]
---	---

2～10 〔略〕	2～10 〔略〕 <u>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>当該工事が完了した年月日</u> (5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>
<u>11～12 〔略〕</u> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第11条の2 〔略〕 2～3 〔略〕 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と	<u>12～13 〔略〕</u> (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第11条の2 〔略〕 2～3 〔略〕 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と

する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。	3 〔略〕 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例) 第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条及び第90条第2項の改正規定 令和5年7月1日

(2) 付則第11条の2第4項及び第12条の2第3項の改正規定並びに付則第3条第1項(改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)付則第12条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき那覇市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与について同項の規定により提出する申告書に

ついて適用し、同日前に支払を受けるべき同項に規定する給与について同項の規定により提出する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条及び付則第12条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第11条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

那覇市公園条例の一部を改正する条例制定について

那覇市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、使用料を見直し、併せて公園施設を設ける場合の利用形態にあった使用料を設ける等のため、この案を提出する。

那覇市公園条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(行為の制限) 第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) [略] (2) <u>業として写真又は映画を撮影すること。</u> (3) [略] (4) 運動会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (5) [略] 2～5 [略] (使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項又は第3条第1項及び第3項の許可を受けた者は、それぞれ別表第1により算定した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、前項の許可の際徴収する。ただし、法第5条第1項の許可を受けた者に係る使用料は<u>毎月5日</u>までにその月分を徴収する。 3 [略] (使用料の<u>減免</u>) 第11条の2 [略] (工作物等を保管した場合の公示方法) 第12条の3 [略] 2 市長は、前項に規定する方法による公示	(行為の制限) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うこと。</u> (3) [略] (4) 運動会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため公園<u>(有料公園施設(市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるものをいう。以下同じ。))を除く。)</u>の全部又は一部を独占して利用すること。 (5) [略] 2～5 [略] (使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、それぞれ別表第1により算定した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。 2 使用料は、前項の許可の際徴収する。ただし、法第5条第1項の許可を受けた者に係る使用料は、<u>毎月5日(4月分の使用料にあっては、20日)</u>までにその月分を徴収する。 3 [略] (使用料の<u>全部又は一部の免除</u>) 第11条の2 [略] (工作物等を保管した場合の公示方法) 第12条の3 [略] 2 市長は、前項に規定する方法による公示

を行うとともに、<u>規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない</u>。 (権利の譲渡禁止等) 第13条 <u>公園の施設の設置又は管理の許可、公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。</u> (有料公園施設) 第15条 <u>市が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)</u>の名称は別表第2のとおりとし、その使用料は同表により算定した額とする。 2 <u>前項の使用料については、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2の規定を準用する。</u> (管理の特例) 第17条の2 この条例の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設の管理については、別に条例の定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) <u>新都心公園内の那覇市緑化センター</u> 二 (5) [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	を行うとともに、<u>保管工作物等を記録した書面を作成し、関係者の閲覧に供しなければならない</u>。 (権利の譲渡禁止等) 第13条 <u>公園の施設の設置若しくは管理の許可又は公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。</u> (有料公園施設) 第15条 <u>有料公園施設は別表第2のとおりとし、その使用料は同表により算定した額とする。</u> 2 <u>有料公園施設の使用時間は、午前7時(照明設備にあつては、市長が定める時刻)から午後9時までとする。</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更し、又は有料公園施設の使用を休止することができる。</u> 4 <u>第1項の使用料については、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2の規定を準用する。</u> (管理の特例) 第17条の2 [略] (1)～(3) [略] (4) [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分	

を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

[改正前 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分		単位	使用料
行為をする場合	[略]		[略]	[略]
	<u>業として写真又は映画を撮影するとき。</u>			
	[略]			
	<u>運動会、集会、展示会その他これらに類するものを行うとき。</u>		占有面積1平方メートルにつき1日以内	13円以内 で規則で定める額
公園を占有する場合	電柱、電線、変圧塔等	電柱	[略]	759円
		電話柱		453円
		支線その他それに類する施設		1,065円
		高圧送電塔		1,065円
		高圧送電線		532円
		その他のもの		1,065円
	水道管、下水管、ガスパ管、地下埋設物等	口径10センチメートル未満		124円
		口径10センチメートル以上口径30センチメートル未満		166円
		口径30センチメートル以上		464円
		地下占用		525円
	公衆電話所			929円
	標識その他これに類するもの			45円
	天体、気象又は土地観測施設			92円
	詰所、建物その他工事用施設			92円
	工事用板囲、足場その他工事用施設			170円
	その他の占用			92円
	公園施設を設ける場合	売店、飲食店 <u>その他の施設</u>		[略]
公園施設を管理する場合	売店、飲食店 <u>その他の施設</u>		[略]	725円

[改正後 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分		単位	使用料
行為をする場合	[略]		[略]	[略]
	撮影、録音その他これらに類する行為を業として行うとき。			
	[略]			
	運動会、集会その他これらに類する催しを行うとき。		占用面積1平方メートル2時間につき	1円
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うとき。		占用面積1平方メートル2時間につき	2円
公園を占用する場合	電柱、電線、変圧塔等	電柱	[略]	2,290円
		電話柱		1,380円
		支線その他これに類する施設		1,380円
		高压送電塔		2,820円
		高压送電線		1,410円
		その他のもの		2,820円
	水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	口径10センチメートル未満		84円
		口径10センチメートル以上口径30センチメートル未満		250円
		口径30センチメートル以上		840円
	地下占用	地下占用施設		840円
	公衆電話所			2,820円
	標識その他これに類するもの			230円
	天体、気象又は土地観測施設			230円
	詰所、建物その他工事用施設			230円
	工事用板囲、足場その他工事用施設			230円
	その他の占用			230円
	公園施設を設ける場合	売店、飲食店その他営利を目的とする施設(駐車場を除く。)		[略]
駐車場		占用面積1平方メートルにつき1月	350円	
その他の施設		占用面積1平方メートルにつき1月	230円	
公園施設を管理する場合	売店、飲食店その他営利を目的とする施設(駐車場を除く。)		[略]	890円
	駐車場		占用面積1平方メートルにつき1月	450円
	その他の施設		占用面積1平方メートルにつき1月	580円

備考 公園を占用する期間又は公園施設を設ける期間が1月に満たない場合のこれらの

期間に係る使用料の額は、この表の公園を占有する場合の項又は公園施設を設ける場合の項に規定する使用料の額に1.1を乗じて得た額とする。

[改正前 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設の名称	使用料
野外ステージ	1日につき5,880円以内で、規則で定める額
庭球場	1時間につき1コート570円以内で、規則で定める額
漫湖公園古波蔵側多目的広場及び 新都心公園多目的広場の照明施設	1時間につき3,300円以内で、規則で定める額

[改正後 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設		単位	使用料
テニスコート	面	1面1時間につき	350円
	照明設備	1面1時間につき	280円
漫湖公園古波蔵側多 目的グラウンド	面	1面1時間につき	1,390円
	照明設備	1面1時間につき	1,800円(2面を使用する場合に あつては、1,650円)

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 2 漫湖公園古波蔵側多目的グラウンドの1面とは、漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド全体の2分の1をいう。

第2条 那覇市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	
2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
行為をする場合	[略]		27円
	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
行為をする場合	[略]		28円
	[略]		
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設		単位	使用料
テニスコート	面	[略]	350円
	[略]		
漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド	面	[略]	1,390円
	照明設備		1,800円(2面を使用する場合にあっては、1,650円)

備考

1 [略]

2 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第15条関係)

有料公園施設		単位	使用料
テニスコート	面	[略]	360円(市民等以外の者が使用する場合にあっては、540円)
	[略]		
漫湖公園古波蔵側多目的グラウンド	面	[略]	1,410円(市民等以外の者が使用する場合にあっては、2,110円)
	照明設備		1,830円(2面を使用する場合にあっては、1,680円)

備考

1 [略]

2 市民等とは、本市に在住、在勤又は在学する者をいう。

3 [略]

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び付則第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の那覇市公園条例(次項において「第1条改正後条例」という。)別表第1公園を占有する場合の項、公園施設を設ける場合の項及び公園施設を管理する場合の項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る使用料について適用し、同日前の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から引き続き都市公園法(昭和31年法

律第79号)第6条第1項又は第3項の許可を受けて占用物件(公園施設以外の工作物その他の物件又は工作物をいう。以下この項において同じ。)を設けて公園を占有している者が次の各号に掲げる年度において納付すべき当該占用物件に係る使用料の額は、第1条改正後条例別表第1公園を占用する場合の項の規定により算定した使用料の額が当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 令和6年度 当該占用物件について第1条の規定による改正前の那覇市公園条例別表第1公園を占用した場合の項の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額

(2) 令和7年度以後の各年度 当該各年度の前年度における当該占用物件に係る使用料の額に1.2を乗じて得た額

- 4 第2条の規定による改正後の那覇市公園条例の規定は、令和8年4月1日以後に許可(那覇市公園条例第3条第1項若しくは第3項又は第16条第1項若しくは第2項の許可をいう。以下同じ。)を受けた者が納付すべき使用料について適用し、同日前に許可を受けた者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

那覇市新都心公園等の管理に関する条例制定について

那覇市新都心公園等の管理に関する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

本案は、新都心公園及びその周辺 13 公園への指定管理者制度導入に向け、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市新都心公園等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新都心公園、天久ちゅらまち公園、黄金森公園、安謝東公園、安謝東原公園、天久プリン山公園、天久緑風公園、上之屋フレンドパーク、黄金森小公園、タカマサイ公園、銘苅かりゆし公園、銘苅てんとうむし公園、安岡ガジュマル公園及び安里緑地(以下「新都心公園等」という。)の管理に関し、那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の特例を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 新都心公園の多目的グラウンド、テニスコート、スケートパーク、バスケットコート及び那覇市緑化センターの利用時間は、規則で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用時間を変更し、又は前項に規定する公園施設の利用を休止することができる。

(行為の制限)

第3条 新都心公園等において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可(以下「行為許可」という。)を受けなければならない。

- (1) 行商、出店その他これらに類する行為
 - (2) 撮影、録音その他これらに類する行為であって業として行うもの
 - (3) 興行
 - (4) 運動会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための新都心公園等(有料公園施設(有料で利用させる公園施設をいう。以下同じ。))を除く。)の全部又は一部の独占的な利用
 - (5) その他市長が必要と認める行為
- 2 行為許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。
 - 3 前2項の規定は、行為許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。
 - 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為許可をしてはならない。

- (1) 行為許可を受けようとする行為が、公衆の新都心公園等の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
 - (2) 行為許可を受けようとする行為が、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 行為許可を受けようとする行為が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 行為許可を受けようとする者が、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携行すると認めるとき。
 - (5) 行為許可を受けようとする者に伝染性の疾患があると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
- 5 指定管理者は、行為許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第4条 指定管理者は、新都心公園等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は新都心公園等に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、区域を定めて新都心公園等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第5条 新都心公園に設置する次に掲げる公園施設は、有料公園施設とする。

- (1) 多目的グラウンド
- (2) テニスコート
- (3) 那覇市緑化センター

(利用許可)

第6条 有料公園施設の利用をしようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

- 2 利用許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。
- 3 前2項の規定は、利用許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

- 4 第3条第4項及び第5項の規定は、利用許可について準用する。この場合において、同条第4項第1号から第3号までの規定中「行為許可を受けようとする行為」とあるのは「利用許可を受けようとする利用」と、同項第4号及び第5号中「行為許可を受けようとする者」とあるのは「利用許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第7条 行為許可又は利用許可を受けようとする者は、指定管理者に対し、新都心公園等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。
- 3 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める場合には、規則で定める額を返還することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の全部又は一部の免除)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育上の目的で利用する場合
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合
- (4) 本市が共催する行事に利用する場合
- (5) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。)が利用する場合
- (7) 本市に住所を有する満65歳以上の者が利用する場合
- (8) 高校生以下の者が利用する場合

(9) 前3号に規定する者が構成員の半数を占める団体が利用する場合

(10) その他指定管理者が必要と認める場合

(監督処分)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為許可又は利用許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは新都心公園等からの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) 行為許可又は利用許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により行為許可又は利用許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、行為許可又は利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命じることができる。

(1) 新都心公園等に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 新都心公園等の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 新都心公園等の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、行為許可に係る行為又は利用許可に係る利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、新都心公園等の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民等(本市に、在住、在勤又は在学する者をいう。別表第2備考4において同じ。)の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が新都心公園等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った新都心公園等の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、新都心公園等の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、新都心公園等の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第13条 指定管理者である団体及び当該団体を構成する団体の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行為許可及び利用許可に関する業務
- (2) 新都心公園等の維持管理に関する業務
- (3) 地域の活性化及び新都心公園等の利用の促進に関する業務
- (4) 緑化の推進に関する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(那覇市公園条例の適用除外)

第15条 那覇市公園条例第3条、第12条及び第15条から第17条までの規定は、新都心公園等には適用しない。

(那覇市公園条例の変更適用)

第16条 新都心公園等に対する那覇市公園条例第4条、第11条、第13条、第14条、第18条及び第21条の規定の適用については、同条例第4条中「又は前条第1項若しくは第3項の許可」とあるのは「の許可又は那覇市新都心公園等の管理に関する条例(令和5年那覇市条例第 号。以下「新都心公園等条例」という。)第3条第1項(同条例第3項において準用する場合を含む。)の行為許可(第13条及び第14条において「行為許可」という。)」と、同条例第11条第1項中「、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項」とあるのは「又は法第6条第1項若しくは第3項」と、同条例第13条中「又は公園の占用の許可」とあるのは「、新都心公園等の占用の許可、行為許可又は新都心公園等条例第6条第1項(同条例第3項において準用する場合を含む。)に規定する利用許可(次条において「利用許可」という。)」と、

同条例第14条中「市長」とあるのは「市長(行為許可又は利用許可の場合にあっては、指定管理者)」と、「法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第16条第1項若しくは第2項の許可」とあるのは「若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可、行為許可又は利用許可」と、同条例第18条中「市長」とあるのは「市長(第6号に該当する場合にあっては、指定管理者)」と、同条第6号及び同条例第21条第3号中「第12条第1項又は第2項」とあるのは「新都心公園等条例第9条第1項又は第2項」と、同条第1号中「第3条第1項又は第3項」とあるのは「新都心公園等条例第3条第1項又は第3項」と、同条第2号中「第4条」とあるのは「新都心公園等条例第16条の規定により読み替えて適用する第4条」と、同条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者又は市長」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(那覇市緑化センター条例の廃止)

- 2 那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第44号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「28円」とあるのは「27円」と、別表第2中「1,320円」とあるのは「1,300円」と、「360円」とあるのは「350円」と、同表備考4中「1.5」とあるのは「1」とする。
- 4 この条例の施行の日前に那覇市公園条例又は那覇市緑化センター条例の規定によりした同日以後の利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 5 第11条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第7条関係)

区分	単位	額
第3条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる行為の許可を受けようとする場合	占用面積1平方メートル1日につき	28円
第3条第1項第4号に掲げる行為(運動会、集会その他これらに類する催しのためのものに限る。)の許可を受けようとする場合	占用面積1平方メートル2時間につき	1円
第3条第1項第4号に掲げる行為(展示会、博覧会その他これらに類する催しのためのものに限る。)の許可を受けようとする場合	占用面積1平方メートル2時間につき	2円

備考 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。

別表第2(第7条関係)

有料公園施設		単位	額
多目的グラウンド	面	1面1時間につき	1,320円
	照明設備	1面1時間につき	500円
テニスコート	面	1面1時間につき	360円
	照明設備	1面1時間につき	280円
那覇市緑化センター	面	1平方メートル1時間につき	22円
	冷房設備	1台1時間につき	100円

備考

- 1 多目的グラウンドの1面とは、多目的グラウンド全体の4分の1をいう。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 3 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げる。
- 4 市民等以外の者が利用する場合の額(照明設備又は冷房設備に係るものを除く。)は、この表に掲げる額に1.5を乗じて得た額とする。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会を設置するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会	[略]
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会	[略]
	<u>那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会</u>	<u>都市公園における官民連携事業に係る事業者の選定等に関すること。</u>
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、新設された建築許可等の審査事務に係る手数料について所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(徴収) 第2条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。 (1) [略] (2) 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する<u>審査</u>を受けようとする者 完了検査手数料 (3) 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第19項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する<u>審査</u>を受けようとする者 中間検査手数料 2～3 [略] [別表第4 別記]	(徴収) 第2条 [略] (1) [略] (2) 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請又は法第18条第16項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了の通知に対する<u>検査</u>を受けようとする者 完了検査手数料 (3) 法第7条の3第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請又は法第18条第19項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する特定工程に係る工事終了の通知に対する<u>検査</u>を受けようとする者 中間検査手数料 2～3 [略] [別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1～12 [略]		
13	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
14～16 [略]		
17	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
18～19 [略]		
20	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
21～45 [略]		

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1～12 [略]		
13	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例の認定の申請に対する審査	2万7,000円
14	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
15～17 [略]		
18	法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
19	法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
20～21 [略]		
22	法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの許可の申請に対する審査	16万円
23	法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	[略]
24～48 [略]		

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

消防法第 9 条の規定により条例が従うべきものとされている総務省令「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されたことに伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を改め、併せて所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車という。第12号において同じ。))をいう。以下この項において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。))を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。 (2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。 (3)～(5) [略]	(急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、<u>航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)</u>にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。))をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))</u>にあっては、<u>充電ポストを含む。以下同じ。))</u>の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。))を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあっては、この限りでない。</u> <u>ア 不燃材料で造られた、又は覆われた外壁であって開口部のないものに面するもの</u> <u>イ 分離型のものの充電ポスト</u> (2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u> (3)～(5) [略]

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部が通電している場合には、当該接続部が外れないよう措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)～(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17)～(18) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本産業規格(産業標準

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)～(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18)～(19) [略]

2 [略]

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本産業規格(産業標準

化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。 2 [略] (喫煙等) 第23条 [略] 2 [略] 3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u> 4 第1項の消防局長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</u> (1) [略] (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所<u>の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)</u> 5 <u>前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通</u>	化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>第23条第4項において同じ。</u>)に適合するものとしなければならない。 2 [略] (喫煙等) 第23条 [略] 2 [略] 3 第1項の消防局長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号に定める措置を講じなければならない。</u> (1) [略] (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所及び<u>次のいずれかの標識の設置</u> ア <u>当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識</u> イ <u>健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識</u> 4 <u>第2項に規定する「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、前項第2号アに規定する「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u> 5 <u>第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通</u>
---	---

行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6～7 [略] 別表第4から別表第6まで [略] 別表第7(第23条関係) [略]	行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6～7 [略] 別表第4から別表第7まで [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 5 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年10月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の那覇市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項の規定の適用については、当分の間、同項第2号イ中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。
- 4 新条例第23条第2項又は第3項第2号アに規定する標識と併せて設ける図記号(この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているものに限る。)のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市学校給食センターの施設として開南学校給食センターを設置するため、この案を提出する。

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置) 第2条 給食センターの施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>高良学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		高良学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>高良学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>開南学校給食センター</td><td>那覇市泉崎1丁目1番6号</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		高良学校給食センター	[略]	開南学校給食センター	那覇市泉崎1丁目1番6号
名称	位置														
[略]															
高良学校給食センター	[略]														
名称	位置														
[略]															
高良学校給食センター	[略]														
開南学校給食センター	那覇市泉崎1丁目1番6号														
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。															

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

財産の取得について
(消防ポンプ自動車)

次のとおり災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 品名、規格及び数量 消防ポンプ自動車 (CD-1 型)
1 台 (A-2 級ポンプ、水槽容量 800ℓ)
- 2 購 入 の 目 的 現有する消防ポンプ自動車の老朽化による消防力の低下を防ぐため、車齢 27 年となる車両を更新し、消防力の強化を図る。
- 3 購 入 の 方 法 制限付一般競争入札

(提案理由)

車齢 27 年となる消防ポンプ自動車を更新する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

工事請負契約について

(那覇市営奥武山体育施設照明設備 L E D 化整備工事 (照明塔))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 那覇市営奥武山体育施設照明設備 L E D 化整備工事
(照明塔) |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 471,460,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 沖創工・日進電気土木・新共電気工業共同企業体 |
| | 代表者 | 沖縄県那覇市長田 2 丁目 5 番 4 号
株式会社 沖創工
代表取締役社長 伊佐 一 |
| | 構成員 | 沖縄県那覇市曙 1 丁目 6 番 15 号
日進電気土木 株式会社
代表取締役 川満 建助 |
| | 構成員 | 沖縄県那覇市字国場 1183 番地 8
株式会社 新共電気工業
代表取締役 新垣 勇誠 |

(提案理由)

那覇市営奥武山体育施設照明設備 L E D 化整備工事 (照明塔) を施工するため、この案を提出する。

令和 4 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位:円			左の財源内訳				
款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	既収入特定財源		
					国県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費		30,363,000	26,300,000	0	18,920,000	0
			30,363,000	26,300,000	0	18,920,000	0
		市民活動支援センターオンライン会議環境整備事業	19,143,000	18,920,000	0	18,920,000	0
		パレット市民劇場客席天井耐震化事業	11,220,000	7,380,000	0	0	0
			1,787,874,541	346,738,109	0	205,148,000	0
3 民生費	1 社会福祉費		100,086,541	98,367,911	0	23,838,000	0
		こどもの安心・安全対策支援事業	24,120,000	24,120,000	0	22,680,000	0
		老人福祉センター等改修事業	75,966,541	74,247,911	0	1,158,000	0
			1,687,788,000	248,370,198	0	181,310,000	0
		老朽化保育所増改築等事業	109,637,000	32,455,000	0	27,819,000	0
	2 児童福祉費	宇栄原こども園園舎建設補助事業	235,500,000	191,582,000	0	140,448,000	0
		城東こども園園舎建設補助事業	6,485,000	6,485,000	0	4,623,000	0
		認可外保育施設支援事業	1,575,000	1,575,000	0	1,575,000	0
		令和4年度子育て世帯への生活支援特別給付金(那覇市新型コロナウイルス感染症対応)	1,277,325,000	2,600,000	0	2,600,000	0
		若狭児童館改修工事	17,473,000	12,751,000	0	4,245,000	0
		識名小区児童クラブ活動拠点整備事業	39,793,000	922,198	0	0	0

令和4年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

款		項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入特定財源	未収入特定財源				
							国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	1 保健衛生費		病院事業債貸付金	1,387,330,000	1,387,120,705	0	0	1,380,600,000	0	6,520,705	
				1,380,600,000	1,380,600,000	0	0	1,380,600,000	0	0	
	2 清掃費		塵芥収集車両購入事業	6,730,000	6,520,705	0	0	0	0	6,520,705	
				6,730,000	6,520,705	0	0	0	0	6,520,705	
6 農林水 産業費	1 農業費			2,782,000	2,782,000	0	701,000	0	0	2,081,000	
				2,782,000	2,782,000	0	701,000	0	0	2,081,000	
			那覇市肥料価格高騰緊急対策事業	2,782,000	2,782,000	0	701,000	0	0	2,081,000	
7 商工費	1 商工費			18,781,000	18,781,000	6,470,766	0	0	0	12,310,234	
				18,781,000	18,781,000	6,470,766	0	0	0	12,310,234	
			沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	18,781,000	18,781,000	6,470,766	0	0	0	12,310,234	
	1 土木管理費			4,115,004,000	2,744,806,767	285,759,697	1,799,950,249	578,200,000	0	80,896,821	
				5,841,000	5,841,000	0	4,672,000	0	0	1,169,000	
			新真和志複合施設建設事業	5,841,000	5,841,000	0	4,672,000	0	0	1,169,000	
				552,577,000	365,707,207	25,108,704	255,659,960	35,600,000	0	49,338,543	
			道路維持管理事業	8,198,000	8,198,000	0	0	0	0	8,198,000	

単位:円

単位:円

令和4年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業	17,493,000	13,465,554	0	0	0	0	13,465,554	
		法定外橋梁修繕事業	990,000	990,000	0	0	0	0	990,000	
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	437,445,000	284,829,949	15,747,000	227,863,960	35,600,000	0	5,618,989	
		道路新設改良事業(単独)	15,707,000	14,118,000	0	0	0	0	14,118,000	
		歴史散歩道整備事業	34,744,000	34,744,000	0	27,796,000	0	0	6,948,000	
		交通安全施設整備事業(特交金)	38,000,000	9,361,704	9,361,704	0	0	0	0	
			1,811,496,000	1,229,600,567	12,125,000	904,386,289	282,700,000	0	30,389,278	
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	861,629,000	592,742,000	11,948,000	474,194,000	106,600,000	0	0	
		無電柱化引込設備事業負担金	297,000	297,000	0	163,350	0	0	133,650	
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	38,300,000	26,300,000	0	0	26,300,000	0	0	
		景観形成推進事業	962,000	962,000	0	481,000	0	0	481,000	
		街路整備事業(単独)	1,800,000	101,819	0	0	0	0	101,819	
		街路整備事業(公共投資交付金)	335,568,000	229,264,330	177,000	183,411,464	41,900,000	0	3,775,866	
		モノレール・インフラ等修繕	201,127,000	185,354,000	0	148,281,600	33,100,000	0	3,972,400	
		路面修繕事業	40,000,000	25,485,000	0	20,388,000	4,500,000	0	597,000	
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	126,784,000	55,038,500	0	27,519,251	24,500,000	0	3,019,249	

単位:円

単位:円

令和4年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	152,535,000	99,895,247	0	49,947,624	45,800,000	0	4,147,623	
		公園維持管理費	43,894,000	5,560,671	0	0	0	0	5,560,671	
		民間活力を活かした公園活性化事業	8,600,000	8,600,000	0	0	0	0	8,600,000	
			1,745,090,000	1,143,657,993	248,525,993	635,232,000	259,900,000	0	0	
5 住宅費		市営住宅維持管理費	85,983,000	70,103,700	70,103,700	0	0	0	0	
		市営住宅ストック総合改善事業	156,767,000	136,495,393	98,197,393	38,298,000	0	0	0	
		樋川市営住宅駐輪場整備事業	4,276,000	2,606,000	2,606,000	0	0	0	0	
		地域居住機能再生推進事業	1,493,507,000	929,895,900	73,061,900	596,934,000	259,900,000	0	0	
		市営住宅建替移転事業(補助金)	179,000	179,000	179,000	0	0	0	0	
		市営住宅施策検討調査事業	4,378,000	4,378,000	4,378,000	0	0	0	0	
			3,116,715,000	1,381,686,833	12,720,000	316,265,000	595,000,000	20,500,000	437,201,833	
			2,618,666,000	1,066,955,164	0	222,003,000	487,100,000	0	357,852,164	
		小学校管理運営費	22,973,000	3,586,000	0	0	0	0	3,586,000	
		施設維持管理費(小学校)	10,835,000	8,868,000	0	0	0	0	8,868,000	
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	122,978,000	80,381,000	0	24,273,000	36,200,000	0	19,908,000	
		小学校施設ブロック塀対策事業	13,961,000	13,961,000	0	2,202,000	0	0	11,759,000	

単位:円

単位:円

令和4年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他	
						国県支出金	地方債			
10 教育費	2 小学校費	小学校変電設備整備事業	17,347,000	16,465,000	0	0	0	0	16,465,000	
		高良小学校屋内運動場建設事業	186,681,000	111,289,800	0	1,128,000	55,500,000	0	54,661,800	
		識名小学校校舎建設事業	378,066,000	69,565,841	0	0	31,700,000	0	37,865,841	
		識名小学校屋内運動場建設事業	478,207,000	226,638,923	0	3,628,000	159,900,000	0	63,110,923	
		松川小学校屋内運動場建設事業	155,634,000	15,653,000	0	3,344,000	9,600,000	0	2,709,000	
		天妃小学校校舎建設事業	850,510,000	334,610,320	0	102,495,000	143,200,000	0	88,915,320	
		古蔵小学校屋内運動場建設事業	150,261,000	59,738,700	0	22,331,000	24,400,000	0	13,007,700	
		若狭小学校屋内運動場建設事業	93,257,000	48,986,580	0	11,891,000	23,800,000	0	13,295,580	
		城東小学校屋内運動場大規模改造建設事業	137,956,000	77,211,000	0	50,711,000	2,800,000	0	23,700,000	
			295,288,000	208,609,669	12,720,000	48,324,000	89,200,000	0	58,365,669	
3 中学校費	中学校環境整備事業(トイレ整備)	105,822,000	68,405,000	2,261,000	18,665,000	31,300,000	0	16,179,000		
	中学校施設ブロック塀対策事業	12,507,000	8,586,190	0	2,145,000	0	0	6,441,190		
	松島中学校屋内運動場建設事業	176,959,000	131,618,479	10,459,000	27,514,000	57,900,000	0	35,745,479		
		157,501,000	68,930,000	0	38,744,000	0	20,500,000	9,686,000		
4 社会教育費	森の家みんな施設機能強化事業	3,393,000	3,080,000	0	2,464,000	0	0	616,000		
	真地久茂地線埋蔵文化財調査	20,500,000	20,500,000	0	0	0	20,500,000	0		

単位:円

単位:円

令和4年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
					0	36,280,000	0	0	9,070,000	
	5 保健体育費	崇元寺跡保存整備事業	133,608,000	45,350,000	0					
				45,260,000	37,192,000	0	7,194,000	18,700,000	0	11,298,000
		開南小学校給食調理場改築事業	45,260,000	37,192,000	0	7,194,000	18,700,000	0	11,298,000	
合計			10,458,849,541	5,908,215,414	304,950,463	2,340,984,249	2,644,700,000	20,500,000	597,080,702	

単位:円

令和 4 年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				支出済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入特定財源		
								国県支出金	地方債	その他
3 民生費	1 社会福祉費		6,793,000	0	6,793,000	6,793,000	0	0	0	6,793,000
			6,793,000	0	6,793,000	6,793,000	0	0	0	6,793,000
		安謝シルバーハウジング 緊急通報システム機器入替事業	6,793,000	0	6,793,000	6,793,000	0	0	0	6,793,000
8 土木費	4 都市計画費		347,931,090	163,857,310	184,073,780	184,073,780	33,000,000	147,259,025	0	3,814,755
			347,931,090	163,857,310	184,073,780	184,073,780	33,000,000	147,259,025	0	3,814,755
		街路整備事業(公共投資交付金)	256,283,490	90,193,810	166,089,680	166,089,680	29,800,000	132,871,745	0	3,417,935
		モノレール・インフラ等修繕	91,647,600	73,663,500	17,984,100	17,984,100	3,200,000	14,387,280	0	396,820
合 計			354,724,090	163,857,310	190,866,780	190,866,780	33,000,000	147,259,025	0	10,607,755

令和 4 年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書及び継続費繰越
計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度那覇市水道事業会計予算の繰越額及び継続費繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

令和4年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	繰越工事資金	建設改良積立金			
1	1	建設改良費				円	円	円	円	円	
資本的支出		建設改良事業	933,348,000	246,390,303	675,450,668	124,460,000	17,640,000	533,350,668	11,507,029	0	現場の施工条件変更等に伴い日数を要したこと及び入札不調による再入札に伴い適正工期を確保したことにより繰越となった

令和4年度那覇市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				建設改良 積立金		
1	1	建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資本的支出		豊見城配水池 建設工事	487,993,000	292,795,000	195,198,000	487,993,000	0	487,993,000	487,993,000	487,993,000		0

令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度那覇市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限年度額	説明
						補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	建設改良事業	1,382,492,000	771,468,849	579,668,306	円	円	円	円	円	円	沖縄振興公共投資交付金の追加交付により実施することとなった工事等の適正工期を確保したこと及び関係機関との調整に不測の日数を要したこと等により繰越となった

専決処分の報告について
(家庭ごみの収集時における雨樋の損傷)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 2 日

那覇市長 知念 覚

1 事件名

家庭ごみの収集時における、雨樋の損傷について

2 賠償の相手方及び賠償額

相手方 浦添市港川在 法人

賠償額 58,300 円

専決処分の報告について
(令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和5年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市田原3丁目6番地1
小禄市営住宅

専決処分の報告について
(令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和5年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

住所 那覇市若狭3丁目18番5号
若狭改良市営住宅

専決処分の報告について
(令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和5年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市首里石嶺町2丁目127番地
石嶺市営住宅

専決処分の報告について
(令和 5 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和5年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市首里久場川町2丁目96番地
久場川市営住宅

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月26日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について
(開南小学校給食調理場改築工事(建築))
(令和4年9月29日同意)

工 事 名 開南小学校給食調理場改築工事(建築)

契約の相手方

受注者 古波蔵組・新生実業共同企業体

代表者 沖縄県那覇市泉崎一丁目22番12号
株式会社 古波蔵組
代表取締役 古波蔵 太志

構成員 沖縄県那覇市樋川一丁目11番11号
株式会社 新生実業
代表取締役 具志堅 博

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 325,090,700 円

変更する金額 332,657,600 円

